

●●はぐくむ●●

技術科の教員免許状更新講習 Course for Renewal Teaching Certificate of Technology

古川 稔*
Minoru FURUKAWA*

平成21年4月から教員免許状更新制が導入されました。その目的は、文部科学省のホームページに「教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。」と記されています。

新たに教員免許状を取得する人の免許状の有効期間は10年、すでに免許状を所持している人も生年月日によって最初の修了期限が設定されています。免許状の有効性を維持するには、有効期限の2年2か月前から2か月前までの2年間に、30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となっています。学校が夏休みの時期や土・日曜日を利用して、主に教員養成大学や学部で開設されています。

30時間の講習の内訳は、12時間が必修の「教職に関する科目」、18時間が選択の「教科に関する科目」であり、1日6時間、延べ5日間の受講が義務づけられています。必修科目は「教職の意義」「学校をめぐる課題」「発達・学習に係る課題」「教育課程の動向」「校内外の課題への対応」などであり、選択科目は各教科の専門的な内容です。選択科目に関しては、免許種にかかわらずどの教科の講習を受講しても試験に合格すればよいことになっています。

私は中学校技術の教員免許状が取得できる教員養成大学に所属しています。技術の教員免許状の専門内容は、木材加工、金属加工、機械、電気、栽培、情報であり、私は金属加工を担当しています。金属加工の内容での講習は、おおよそ3年に一度ですが、本年度がその年に当たり8月10日(水)に実施しました。受講者は30歳台が2人、40歳台が1人、50歳台が1人の合計4名でした。以下に、当日の講習内容を示します。

- 1 次期学習指導要領改訂の方向
- 2 簡易曲げ試験機と試験片の作製
- 3 簡易曲げ試験機を用いた強度試験
- 4 金属加工の教材紹介
- 5 履修認定試験

学習指導要領は約10年に一度改訂されますが、次の改訂は平成29年3月に予定されています。1の「次期学習指導要領改訂の方向」では、中央教育審議会の教科ワーキンググループで検討されている技術科の改訂内容の詳細を紹介し、解説しました。

2の「簡易曲げ試験機と試験片の作製」と3の「簡易曲げ



図1 教員免許状更新講習の様子

試験機を用いた強度試験」では、中学校の先生が自ら作製可能な安価で作製が容易な曲げ試験機の作製方法と、その試験機を用いて金属材料の種類、断面寸法、断面形状の違いによる強度の違いを中学生に理解してもらえる試験片の選択と作製方法を紹介し、実際に実習を行っていただきました。中学校技術科の内容は幅広い専門を取り扱うにもかかわらず、授業時数は中学校3年間で87.5時間しかありません。したがって、できるだけ短時間で効率よく指導するための教材(教具)を開発する必要があります。ここでは、教材作製の一例を紹介しました。

4の「金属加工の教材紹介」の中では、本学会の「供与・貸与事業」により提供いただいた「アルミ缶工程サンプル」を用いて、飲料用アルミニウム缶の製造工程を紹介しました。その時の様子を図1に示します。受講した先生方からは「身近に使用されている飲料用アルミニウム缶の製造工程が非常にわかりやすく、子供たちも興味を持つであろうし、中学校にも欲しい」という意見や感想をいただきました。

教員免許状更新講習は、現場の先生方にとっては10年に一度とはいえ、有料であり、時間的にも精神的にもかなりの負担であることは確かです。講習を行う側にとりましては、講習を通して最新の有用な知識を提供することが必要であると感じます。その意味において、本学会の「供与・貸与事業」は大いに役立ちました。心より感謝申し上げます。